

デジタル社会推進会議幹事会の開催について（案）

〔令和3年9月●日〕
デジタル社会推進会議議長決定

- 1 デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）第4条の規定に基づき、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整に資することを目的として、デジタル社会推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 デジタル監

副議長 デジタル審議官

構成員 内閣官房内閣総務官
内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）
内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官
内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長
個人情報保護委員会事務局長
カジノ管理委員会事務局次長
金融庁総合政策局総括審議官
消費者庁次長
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）
復興庁統括官
総務省大臣官房長
法務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長
厚生労働省厚生労働審議官
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省総合政策局長
環境省大臣官房長
防衛省整備計画局長

オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監
参議院事務局庶務部長
国立国会図書館電子情報部長
最高裁判所事務総局情報政策課長
会計検査院事務総局次長
日本銀行理事

- 3 幹事会は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 幹事会の庶務は、関係府省の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。